

国民健康保険制度における国庫負担の増額を求める意見書

国民皆保険の基礎をなす国民健康保険は、無職者、失業者、非正規雇用の労働者などを含め低所得者の加入が多い、年齢構成が高く医療費水準が高い、所得に占める保険料負担が重いとといった構造的な問題を抱えている。

こうした状況であるにもかかわらず、国民健康保険における国庫負担割合は、昭和59年までは、かかった医療費の45%であったものが、昭和59年の国民健康保険法の改正により、保険給付費の50%となり、さらに平成17年度から3度の改定によって、保険給付費の41%にまで引き下げられた。その結果、市町村は、一般会計からの法定外繰入を余儀なくされ、国保財政は恒常的に厳しい状況となっている。

一方、平成25年8月にまとめられた社会保障制度改革国民会議の報告書及び同年12月に成立した「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」において、国民健康保険の保険者を都道府県に移行する方針が示された。

しかし、国民健康保険の構造的な問題を放置したまま、国民健康保険の保険者を都道府県としたとしても、多額の赤字を都道府県に背負わせることになるだけだと危惧されている。

これら一連の社会保障制度改革に対し全国知事会は、「国保については、構造的な問題が解決され、持続可能な制度が構築されることが、運営等について都道府県が市町村とともに責任を担うこと的前提である。」との声明を発表し、また、構造的な問題を抜本的に解決する方策として財政基盤の確立を挙げ、国の責任による財源措置の必要性を強調しており、国庫負担の増額は、国保制度の存続にとって必要不可欠な対策と考える。

よって、国会及び政府におかれては、国庫負担を大幅に増額し、国庫負担割合を昭和59年以前の水準（医療費の45%）に戻すよう努力することを当市議会は強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月18日

藤 沢 市 議 会

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
財 務 大 臣
総 務 大 臣
厚 生 労 働 大 臣

} あて